○農林水産省告示第千六百五十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十三年二月二十三日　第十七号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

プロフェッショナル・サービス・インダストリーズ（ＰＳＩ）　アメリカ合衆国　デラウェア州　ウィルミントン市　コーポレーション・トラスト・センター、オレンジ通り　千二百九番地

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

集成材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材、単板積層材、構造用パネル、合板及びフローリング

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

日本を除くすべての外国区域

(2)　認定を行う事業所の所在地

プロフェッショナル・サービス・インダストリーズ（ＰＳＩ）　アメリカ合衆国　オレゴン州　ユウジン市　西五番街　二千七百十番地

○国土交通省告示第八百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、盛岡広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業の施行規程の変更（第七回）及び事業計画の変更（第六回）について、その関係図書を縦覧に供する。

なお、本件施行規程及び事業計画について意見のある利害関係者（土地区画整理法第二十条第二項に規定する利害関係者をいう。）は、縦覧期間満了の日（平成二十三年九月十二日）の翌日から起算して二週間を経過する日までに岩手県知事に意見書を提出することができる。

ただし、都市計画において定められた事項についてはこの限りではない。

平成二十三年八月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　縦覧開始の日　平成二十三年八月三十日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　岩手県盛岡市西仙北一丁目十六番十号　独立行政法人都市再生機構岩手都市開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第八百六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年八月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成八年三月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　茨城県取手市下高井字小屋畑、字田子山、字甚五郎崎、字橋本地の各全部、字向原、字地尻、字見次、字如何崎、字下宿の各一部、野々井字谷原の全部、字小谷畑、字前畑、字大門、字東原、字堂ノ下、字柏原、字陳屋原、字東谷津の各一部、寺田字北見、字大山、字堀尻の各一部、新取手三丁目の一部

四　土地区画整理事業の名称　取手都市計画事業下高井特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　茨城県取手市新町一丁目八番五十号　新町第八ビル一階

六　施行規程の認可の年月日　平成八年三月二十七日

七　施行規程の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十三年八月二十九日

○防衛省告示第二百十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年八月二十九日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年九月十二日から同月十六日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(イ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(ウ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

(エ)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

四機

航空機その他　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十一号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年八月二十九日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年九月十二日から同年十一月十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度五九分五一秒

(イ)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度〇九分一三秒

(ウ)　北緯三二度五九分五一秒　東経一三二度四八分一三秒

(エ)　北緯三二度五九分五一秒　東経一三二度〇二分一三秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三三度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三三度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十二号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年八月二十九日

防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十三年九月十二日から同年十一月十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。